

## 証券取引についてのセーフティ・ネット（概要）

### 1. 経緯

平成10年の金融システム改革において、証券取引のセーフティネットとして、以下の制度を整備。

### 2. 顧客資産の分別管理の徹底

#### (1) 目的

証券会社が破綻しても、顧客資産と証券会社の固有資産が分別管理されていれば、その財務状況の如何にかかわらず、顧客資産は円滑に返還されることとなる。

投資者保護の確保及び証券取引に対する信頼性の維持の観点から、顧客資産の分別保管の徹底を図り、顧客資産が適切に返還されるための制度を整備。

#### (2) 具体的内容

- ① 顧客資産と証券会社の固有の有価証券の分別保管を法律上義務付け
- ② 現金部分及び顧客の同意を得て担保に出された有価証券について、相当する金額を信託銀行に信託することを義務付け
- ③ 分別義務違反に対しては、行政処分に加え、罰則（2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科）の対象

### 3. 投資者保護基金制度の概要

#### (1) 目的

分別管理を義務付けた上で、顧客分別金信託の必要額の差替えに伴うタイムラグや不測の事故の発生等により、万一が一顧客資産が円滑に返還されない場合に備え、投資者保護基金制度を設け、全ての証券会社に投資者保護基金への加入を義務付け。

#### (2) 具体的内容

補償対象：機関投資家等のプロを除く一般顧客の預り資産

補償限度：顧客一人当たり1,000万円

## 証券会社の最低資本金（現行）

- 登録証券会社 1 億円
- 
- 元引受会社（認可）
  - ・幹事会社 30 億円
  - ・幹事以外 5 億円
- 有価証券店頭デリバティブ（認可） 10 億円
  - [ (参考) 　・銀行 20 億円
  - ・保険会社 10 億円 ]
- 私設取引システム（認可） 3 億円

## 投資信託委託業者、投資顧問業者の最低資本金（現行）

1. 投資信託委託業者（認可） 1 億円

2. 認可投資顧問業者（認可） 1 億円

3. 投資顧問業者（登録） なし

### （備考）

1. 投資顧問業者とは、投資顧問業法上の登録を受けて、顧客に対して有価証券の価値等に関する助言を行う営業を営む者。
2. 認可投資顧問業者とは、投資顧問業者が投資顧問業法上の認可を受けて、顧客から投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき投資を行う営業を営む者。
3. この他、投資顧問業者、認可投資顧問業者については、投資家保護の観点から、営業保証金の供託が義務付けられている。  
〔投資顧問業者：主たる営業所 500 万円、その他の営業所 250 万円  
認可投資顧問業者：主たる営業所 2,000 万円、その他の営業所 1,000 万円〕

# 金融サービス業における最低資本金

	登録	許可	認可	免許	最 低 資 本 金						
					なし	1,000 万 円	2,000 万 円	1 億 円	5 億 円	10 億 円	20 億 円
銀 行				○							○
保 険 会 社				○							○
証 券 会 社	○		△ (注1)						○		
投資信託委託業者			○						○		
認可投資顧問業者			○						○		
投 資 顧 問 業 者	○				○ (注2)						
商品取引受託業者 (第一種)		○								○	
金融先物取引業者		○							○		
貸 金 業 者	○				○ (注3)						
商品投資販売業者		○				△	○		△	△	
商品投資顧問業者		○			△ (注4)			○			
小口債権販売業者		○					△ (注5)	○			
不動産特定共同事業者		○					△ (注6)	○			

(注1) 有価証券店頭デリバティブ取引（最低資本金10億円）、元引受け（幹事会社30億円、その他の会社5億円）及び私設取引システム（P.T.S.）（3億円）については、認可が必要

(注2) 法人である場合においても、資本金について登録申請書への記載は要するが、最低資本金の要件はない

(注3) 法人である場合においても、最低資本金の要件はなく、登録申請書への記載も要しない

(注4) 商品投資販売業者のみを相手方として商品投資顧問契約を締結する会社の場合

(注5) 小口債権販売業者以外の者と小口債権販売契約の締結を行うことのない法人の場合

(注6) 不動産特定共同事業のうち、①不動産特定共同事業契約を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行なう行為に係る事業を行おうとする法人にあっては原則1億円、②不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為に係る事業のみを行おうとする法人にあっては原則2,000万円

## 証券会社の自己資本規制の概要

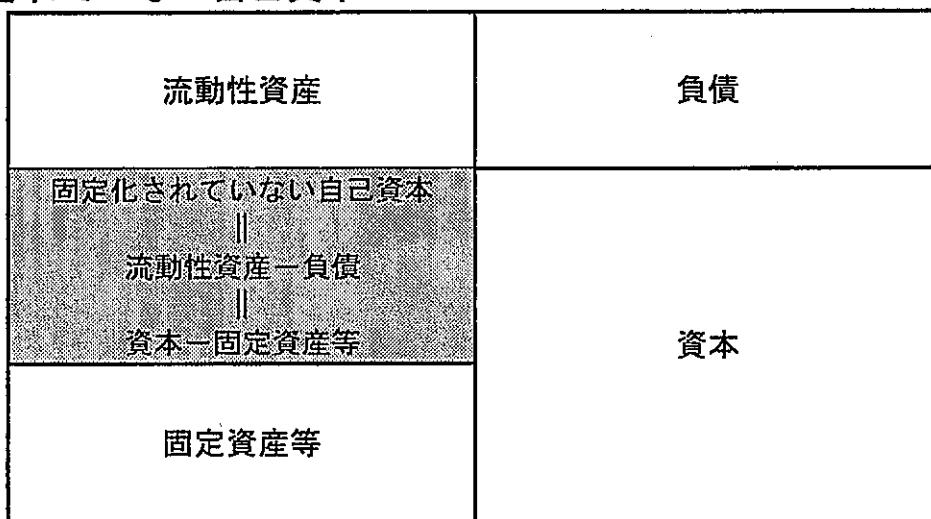
### 1. 基本的考え方

証券会社においては、有価証券等の売買を頻繁かつ大量に行うというその業務の性質から、それらに係る証券取引に係る決済が円滑かつ確実に執行される必要があるため、保有有価証券等の価格変動等のリスクをカバーし得るだけの流動性(資産)を保有している必要がある。

### 2. 自己資本規制比率

固定化されていない自己資本(流動性)	$\times 100$	$< 120\% \cdots$ 業務改善命令
リスク相当額		$< 100\% \cdots$ 業務停止命令

### 3. 固定化されていない自己資本



### 4. リスク相当額

$$\text{リスク相当額} = \boxed{\text{市場リスク相当額}} + \boxed{\text{取引先リスク相当額}} + \boxed{\text{基礎的リスク相当額}}$$

#### ① 市場リスク

保有資産の価格変動等によるリスク (=ポジション×リスク・ウェイト)

#### ② 取引先リスク

取引相手方の契約不履行等による損失リスク (=与信相当額×リスク・ウェイト)

#### ③ 基礎的リスク

経常費用の支払い、事務ミス等証券会社が日常業務を行う上で留意すべきリスク (=営業費用の3ヶ月分)

### 5. 改正等の経緯

- 証券会社の総体的なリスク管理を図るため、平成2年4月に導入。
- ルールの明確化等の観点から、平成4年7月に法令レベルに格上げ。
- 平成10年12月、金融システム改革において、証券会社の早期是正措置としての位置付けを明確化（平成11年度より四半期ごとの公表を義務付け）。
- 平成11年6月、過去の経験等を踏まえたリスク算定方法等の見直し。
- 平成13年3月、金融商品会計基準の導入、最近の諸外国の動向等を踏まえた見直し。

## 証券規制の目的と原則(抄)仮訳 証券監督者国際機構 1998年9月

### 12. 3 許認可と監督

市場仲介者の許認可と監督は、市場参加者の最低基準を設定し、類似の状況に置かれた仲介者全てに対して一貫した扱いを定めなければならない。また、怠慢、違法行為または不十分な資本により投資家が損失を受けるリスクを減少させるものでなければならない。

許認可プロセスには、申請者および申請者を支配する立場にある者、または申請者に重要な影響を及ぼす立場にいる者全てに対する包括的な審査が求められるべきである。

許認可当局は、基準に適合しない申請を却下する権能を有していなければならない。

許認可当局はまた、参入基準が満たされなくなった場合にはいつでも免許を撤回もしくは停止し、または免許業者に制裁を加える権限を持つべきである。

免許業者に対するコントロールおよび重要な影響力に変化があった場合には、当該仲介者に対する当局の評価が依然として有効であるかどうかを確認できるようにするため、当該変化について当局に知らせなければならない。当局は、支配権の変化によって仲介者が免許に関連した要求基準を満たさないこととなる場合には免許または認可を取り消す権能を有していなければならない。

## Objectives and Principles of Securities Regulation

International Organization of Securities Commissions September 1998

### 12.3 Licensing and Supervision

The licensing and supervision of market intermediaries should set minimum standards for market participants and provide consistency of treatment for all similarly situated intermediaries. It should also reduce the risk to investors of loss caused by negligent or illegal behaviour or inadequate capital.

The licensing process should require a comprehensive assessment of the applicant and all those who are in a position to control or materially influence the applicant.

The licensing authority should have the power to reject applications that do not meet the standards set.

The licensing authority should also have the power to withdraw the license or sanction the licensee whenever the entry criteria are not fulfilled.

Changes of control or material influence should be made known to the competent authority in order to ensure that its assessment on the intermediary remains valid. The regulator should be empowered to withdraw a licence or authorization where a change in control results in a failure to meet relevant requirements.

# 証券会社の参入要件及び主要株主に対する規制(主要各国比較)

日本証券業協会企画部 (平成14年9月20日作成)

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
参入の法律上の形態	○登録制	○登録制 1934年証券取引所法に基づきSECにプローカー又はディーラーとして登録(registration)(1934年証券取引所法15条(a)項(1)号)	○認可制 2000年金融サービス市場法に基づき、規制行為(投資業)の営業の認可(authorization)を取得。認可は、金融サービス機構(Financial Service Agency)により与えられる。(2000年金融サービス市場法第40条)	○認可制 1990年金融業務現代化法(2000年金融法典)に基づき、投資会社**として業務を行う認可(agreement = authorization)を信用機関・投資会委員会(CECE)から取得	○免許制 信用制度法(銀行法)に基づき、金融サービス機関***としての免許(Erlaubnis = license)を連邦金融サービス監理局から取得
参入時に満たすべき要件等	○登録拒否要件は以下の通り(証取法28条の4) (以下)のうち①②③⑤⑥⑦は取消し要件でもある(同56条1項) ① 株式会社でない者 ② 政令で定める最低資本金を満たさない株式会社 ③ 純資産額が最低資本金を満たさない株式会社 ④ 申請者の財産の状況が自己資本比率の規定に違反する株式会社 ⑤ 他の証券会社と認認されるおそれ等のある商号を用いようとする株式会社 ⑥ 登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない株式会社 ⑦ 証取法等の規程により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない株式会社 ⑧ 他に行っている事業が公益に反し又は投資者保護に支障を生ずると認められる株式会社 ⑨ 取締役、監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社 ・ 繁治産者、準繁治産者 ・ 破産者で復権を得ない者 ・ 禁固刑以上の刑に処せられ5年を経過しない者、等 ⑩ 証券業を適格に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社	○プローカー又はディーラー若しくはプローカー又はディーラーと提携関係を持つ者(関係者)* が以下のいずれかに該当する場合、登録は拒否され、また取り消される(1934年証券取引所法15条(b)項(4)号) ① 登録申請書等において虚偽の記載を行い又は重要事項を記載しなかった場合 ② 登録申請書の提出前10年以内に、証券の買付け又は売付けにかかる罪等について有罪判決を受けた場合 ③ 刑事裁判所の命令、判決又は宣告により、プローカー又はディーラー等として活動すること等を禁止されている場合 ④ 連邦証券法及び関連規則等の規程に故意に違反し、又は従うことができない場合 ⑤ 連邦証券法及び関連規則等の規程にかかる他の者による違反を故意に助長、教唆、協議、命令、勧誘若しくは斡旋した場合 ⑥ プローカー・ディーラーと関係を持つことをSECにより禁じられている場合、等	○金融サービス機関(FSA)に関する法律上の規程は、以下の通り ・ 申請者が規制行為(投資業)を営むことにつき適格性のある者(fit and proper person)と認められないとき、認可は拒否される。(2000年金融サービス市場法第41条付属規定6第1部5条) ・ 国務大臣は、申請者の取締役又は支配者(controller)*に関する事情、申請者が投資業に関連して営もうとする他の事業等を考慮して、認可の可否を決定する。(同27条3項、4項)  * 規制行為は投資(株式、債務証券、社債券、転換社債、複数性預金証券、ワラント、オーブンエンド型投信、オプション先物、差金契約、保険契約等)の取引、同取引のアレンジメント、預金集め、資産の保管及び管理、投信物件の運用、投資助成集合投資契約の結結、投資証券提供のためのコンピューターシステムの利用等に從事する事業2000年金融サービス市場法第22条同付属規定2第1部及び第2部等	○認可基準は以下の通り(2000年金融法典532-2条) ・ フランス国内に本店及び事務所があること ・ 一定の自己資本を有すること ① 第三者からの注文の受託・執行・資産管理等のサービスを提供する場合 15万ユーロ(100万フラン) ② その他すべての投資サービスと提供する場合 190万ユーロ(1250万フラン) ③ 但し、①②について、その投資会社が顧客の資産を保有していない場合は、それぞれ35万フランと750万フラン可(CEO即規則98-15号及び同2000-10) ・ 資本の10%以上の保有者の氏名及び保有株数を明記すること(監督当局はこれら保有者について、投資会社の健全な経営の観点から求められる要件を備えているかどうかを評価)  ○投資会社に直接又は間接に支配力を有する者が存在することが当該投資会社に対する有効な監督を妨げるおそれがあるときは、認可は拒否される。(金融法典532-2条)	○免許賦与の拒否要件は、以下の通り(信用制度法33条) ・ 一定の自己資本がドイツ内で利用できない場合 (提供する金融サービスの種類によって、5万ユーロ以上、125万ユーロ以上、73万ユーロ以上が必要とされる) ・ 申請者(株式会社)の取締役等が信頼の置けない(nicht zuverlässige)者である場合 申請者に重要な出資を行っている者、共同出資者、法定代理人のいずれかが、信頼の置けない者であるか、又は、金融サービス機関の健全かつ適切な経営のために必要な要件を満たすことができない場合 ・ 申請者の保有者又は取締役等が金融機関の経営を行うために必要な専門知識を有しない場合 ・ 本店がドイツ国内にない場合

\*\* 金融サービス機関(Finanzdienstleistungsinstitute)は、金融商品(有価証券、マネーマーケット商品、外国為替、集合投資ユニット、デリバティブ)の売買の取次ぎ・代理、顧客のポートフォリオの管理、引受等、投資サービスを業として行う銀行以外の法人(1986年金融業務現代化法1条、4条、7条)

\* プローカー・ディーラーと提携関係をもつ者(関係者)(associated person)とは、当該プローカー又はディーラーのパートナー、役員、取締役又は支店支配人(あるいはこれらと類似の地位を持ち又は類似の業務を遂行する者)、直接又は間接に当該プローカー又はディーラーを支配し、当該プローカー又はディーラーに支配され、あるいは当該プローカー又はディーラーと共同の支配下にある者、又は、当該プローカー又はディーラーの使用者(34年法3条(a)項(18)号)

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
主要株主の異動等に係る規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登録申請書に主要株主<sup>2</sup>の氏名及び持ち株数を記載した書面を添付しなければならない。(証取法28条の第2項4号、証券会社府令5条3号)</li> <li>○主要株主に異動があった場合、届出義務がある(証取法54条1項8号、証券会社府令48条1項7号)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SECへの登録申請書(Form BD)に、議決権の5%以上を保有する者の氏名及びその保有比率等を記載する。</li> <li>○登録申請書の記載事項に変更があった場合、直ちに届出る。</li> <li>○NASD会員は、単独の者が資本の25%以上を保有することとなる場合、事前にNASDに届出こととなっており、NASDはそれを否認することができる。(NASD規則1017)</li> </ul>	<p>○SFA会員である投資業者の支配者(controller)<sup>3</sup>となろうとする者がいるとき、SFAへの事前の届出及び、その者が適格性のある者であることについてのSFAの承認(agreement)が必要。</p> <p>(金融サービス市場法第178条)</p> <p>○SFA会員である投資業者の支配者の保有比率に大きな変更(20%、33%、50%を上回るか又は下回る)があるとき、SFAへの事前の届出が必要。</p> <p>(金融サービス市場法第179条、180条、181条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○株主の議決権保有比率に大きな変更(10%、20%、33%をそれぞれ上回る)があるとき、事前認可が必要。(5%を上回るときは届出のみ) <ul style="list-style-type: none"> <li>○なお、事業会社が投資会社の10%以上の資本を保有する場合、当該投資会社はその株主であるの財務状況に関する十分な情報を当局に提供する義務がある。</li> </ul> <p>(CEC規則98-16号)</p> </li> </ul>	<p>○金融サービス機関の資本又は議決権の10%以上を直接又は間接に保有しようとする者、若しくは、保有比率を一定水準(20%、33%、50%)以上に増加させようとする者は、連邦金融サービス監督局とドイツ連邦銀行への事前の届出が必要。(信用制度法2b条(1))</p> <p>○上記の届出を受けた監督当局は、届出から3ヶ月以内で、以下の理由により不適当と認めるとときは、株式の取得等を禁止することができる。(同2b条(1a)) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 届出者が情報に乏しいか、又は、金融サービス機関の経営の健全性確保の観点からふさわしくない場合</li> <li>② 株式の取得等により金融サービス機関が届出者に支配されることが有効な監督を妨げる場合</li> <li>③ 株式の取得等により金融サービス機関が監督体制の整っていない外国の金融機関の子会社となり、有効な監督が行えない場合</li> </ul> </p>

<sup>2</sup> 支配者(controller)とは、単独又は協力者とともに議決権の15%以上を行使し得る者(1986年金融サービス法207条(5)項)。

<sup>3</sup> 重要な出資(bedeutende Beteiligung)とは、一の会社の資本又は議決権の10%以上を直接又は間接に保有していること(信用制度法1条(9))。

<sup>4</sup> 主要株主とは、発行済株式(議決権のあるものに限る)の総数の百分の十以上の株式(議決権のあるものに限る)を有している株主(証券会社府令5条3号)。

<sup>5</sup> 支配者(controller)とは、単独又は協力者とともに議決権の15%以上を行使し得る者(1986年金融サービス法207条(5)項)。

# 銀行法等における主要株主ルールの概要

## (1) 「主要株主」等の位置付け

銀行の総株主の議決権の5%超を保有する者（銀行議決権大量保有者）に、議決権保有に係る事後届出制を導入するとともに、銀行経営に実質的な影響力を有する議決権の保有者（原則20%以上の議決権をグループ又は単体で保有する株主等）については、「主要株主」と位置付け、原則としてあらかじめ認可を得ることとした。

（注）既存の銀行議決権保有者にも本ルールは適用されている（施行日（平成14年4月1日）に議決権保有者となったものとみなされ、一定期日までに所要の措置を講ずることが求められている。）。

## (2) 「主要株主」の適格性

「主要株主」の議決権保有の目的、財務面の健全性、社会的信用等に基づき判断。

（注）銀行の取締役にも、銀行の経営管理に関する知識・経験や社会的信用が求められる。

## (3) 「主要株主」等に対する報告徴求・検査

○ 銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認められるときに、必要な限度で実施。

（→「主要株主」として不適格と認定されれば、認可の取消し等の処分）

○ 「主要株主」以外の議決権5%超保有者に対する報告徴求・検査は、届出事項の確認等に必要なときに限り実施。

## (4) 銀行経営悪化時の対応

銀行の経営が悪化した場合で、何らかの措置により経営改善が見込まれるときには、50%超保有の主要株主に対しては、子銀行経営の健全性確保のための措置を求め得ることとした。

## (5) その他の措置

不利益取引等を規制するアームズ・レンジス・ルールの対象となる「特定関係者」に「主要株主」を加えるなど、銀行と「主要株主」との取引に関する規制の整備や、「主要株主」等の虚偽報告に対する罰則の整備等を行った。

## (6) 保険会社について

基本的に以上と同様の考え方で「主要株主」に係るルールを整備。

○ 証券会社の持株状況

1. 単体ベース

	会 社 数	比 率
5%超 保有されている証券会社	237 社	97.9%
20%超 保有されている証券会社	160 社	66.1%
50%超 保有されている証券会社	74 社	30.6%
100% 保有されている証券会社	44 社	18.2%

2. 資本金の規模別

	20%超 保有されている 証券会社	50%超 保有されている 証券会社	100% 保有されている 証券会社
1億円以上 5億円未満 (91社のうち)	65 社 ( 71.4% )	24 社 ( 26.4% )	17 社 ( 18.7% )
5億円以上 30億円未満 (96社のうち)	58 社 ( 60.4% )	31 社 ( 32.3% )	14 社 ( 14.6% )
30億円以上 100億円未満 (26社のうち)	16 社 ( 61.5% )	6 社 ( 23.1% )	5 社 ( 19.2% )
100億円以上 (29社のうち)	21 社 ( 72.4% )	13 社 ( 44.8% )	8 社 ( 27.6% )

(2002年7月1日現在)

(注) 登録国内証券会社数は 242 社である。

## 投資信託委託業者の持株(単体ベース)の状況

	会社数	比率
5%以上 保有されている投資信託委託業者	87社	100%
20%以上 保有されている投資信託委託業者	85社	97.7%
50%以上 保有されている投資信託委託業者	70社	80.5%
100% 保有されている投資信託委託業者	45社	51.7%

(2002年3月末現在)

(注)投資信託委託業者の総数は87社である。

## 投資顧問業者の持株(単体ベース)の状況

	会社数	比率
5%以上 保有されている投資顧問業者	418社	98.8%
20%以上 保有されている投資顧問業者	406社	96.0%
50%以上 保有されている投資顧問業者	335社	79.2%
100% 保有されている投資顧問業者	170社	40.2%

(2002年8月末日現在)

(注)投資顧問業者(認可投資顧問業者・個人業者除く)の総数は423社である。

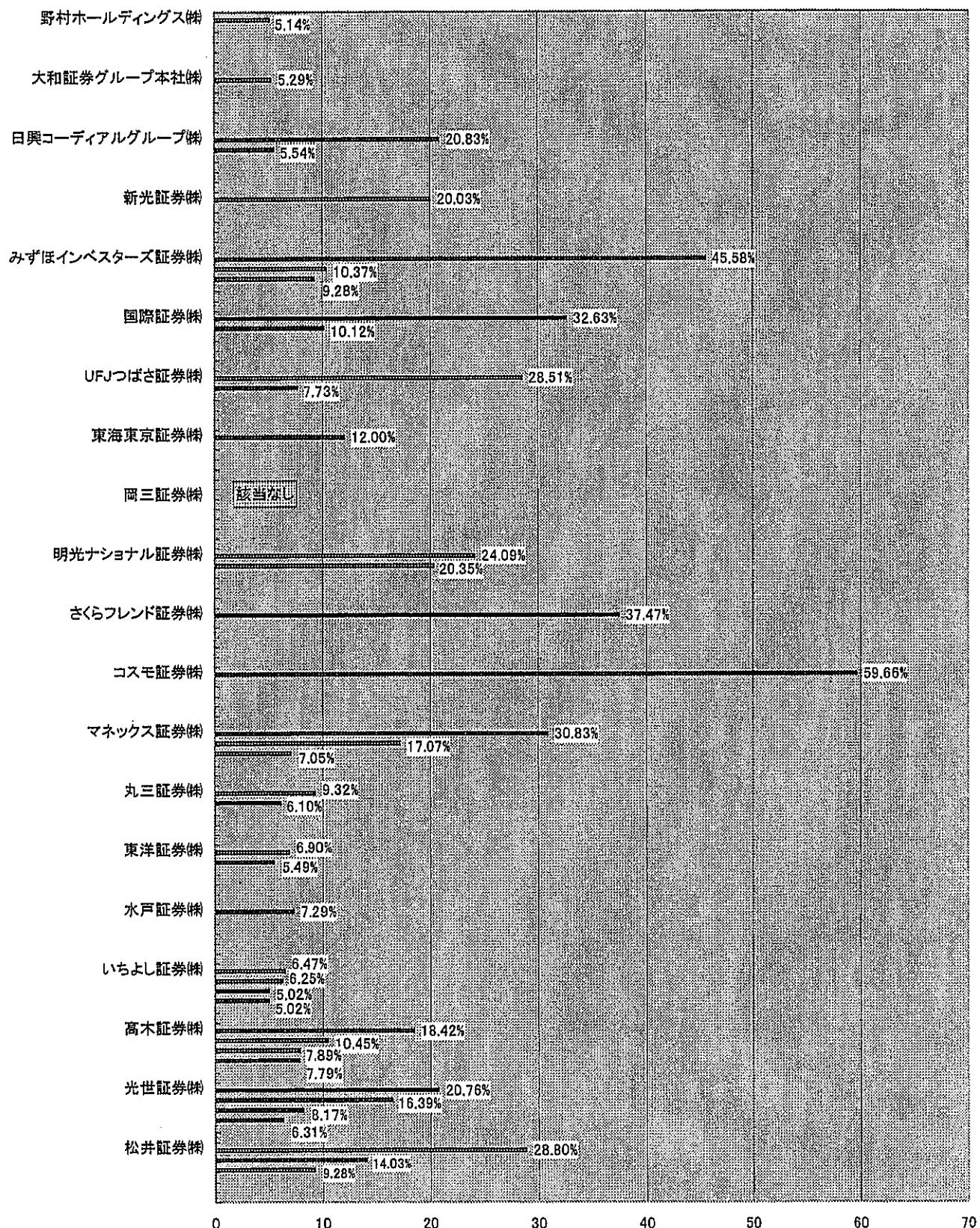
## 認可投資顧問業者の持株(単体ベース)の状況

	会社数	比率
5%以上 保有されている認可投資顧問業者	139社	100%
20%以上 保有されている認可投資顧問業者	135社	97.1%
50%以上 保有されている認可投資顧問業者	112社	80.6%
100% 保有されている認可投資顧問業者	74社	53.2%

(2002年8月末日現在)

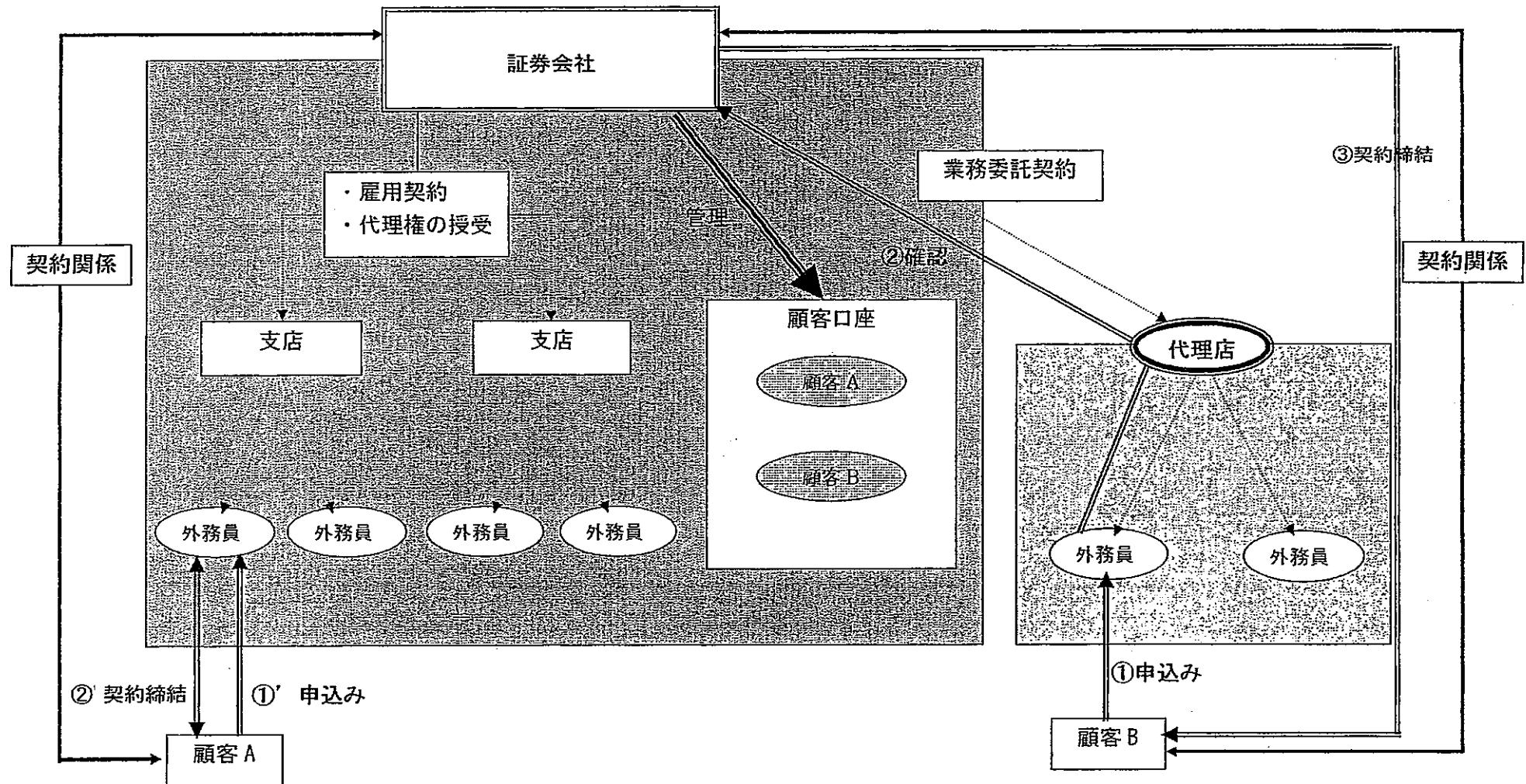
(注)認可投資顧問業者の総数は139社である。

## 国内証券会社の主な株主(5%超の株式を保有)の状況 (平成14年3月31日現在)



※ 国内上場証券会社について作成。ただし、野村、大和、日興各グループについては、持ち株会社について作成  
※ 数値は平成13年3月期有価証券報告書による

## 証券代理店（仮称）のイメージ



## 証券代理店（仮称）制度のイメージ

